

# 豊後高田市 有機農業実施計画

## 1. 市区町村

豊後高田市

## 2. 計画対象期間

令和6年 ～ 令和10年

## 3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標

### ア 有機農業の現状

有機農業は、自然循環機能の増進、環境への負荷低減、生物多様性保全や地球温暖化防止に寄与するなど、SDGs に貢献する農業形態として近年関心が高まっており、令和3年5月に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」では、化学農薬・化学肥料の使用量低減、有機農業の取組面積拡大などによる持続可能な食料システムの構築が目標として掲げられています。また、農林水産省の調査によると国内の有機食品の市場規模及び有機農業の取組面積は拡大傾向にあり、今後も拡大することが見込まれています。

こうした中、本市では現在13戸（法人：2戸、個人：11戸）の経営体が有機農業に取り組み、新規就農者等の若手生産者も増えていますが、生産性の向上、安定した流通・販路の確保などが課題となっています。また、中山間地域では高齢化や後継者不足により農業経営の継続が困難になっており、担い手の確保や農地の保全が喫緊の課題となっています。これらの課題を解決するためには、有機農業を将来にわたって安定的に続けられる農業として確立することが重要です。そこで、令和5年5月に設立した豊後高田市有機農業推進協議会を主体として、生産・流通・消費の課題に一体的に取り組み、有機農業の推進を図ります。

### イ 5年後に目指す目標

| 項 目             | 現状     | 目標     |
|-----------------|--------|--------|
|                 | 令和4年度  | 令和10年度 |
| 有機農業に取り組む農家数（戸） | 13戸    | 18戸    |
| 有機農業取組面積（ha）    | 64.1ha | 70ha   |

## 4. 取組内容

### ア 有機農業の生産段階の推進の取組

#### (1) 有機農業に取り組む生産者の拡大

既存の生産者の栽培技術を高め、生産性向上に関する取り組みを実施するとともに、新規就農者等が有機農業に参入しやすくなるよう、研修・支援体制の充実を図ります。

- ・研修会、先進地視察、栽培実証の実施
- ・栽培方法のマニュアル化
- ・研修体制の確立
- ・有機農業に関する情報提供の充実

#### (2) 有機農業に適した農地の確保

有機農業に取り組む新規就農者や拡大希望者が、栽培に適した農地をスムーズに確保できるよう、農業委員会や農地中間管理機構等の関係機関と連携しながら、農地に関する情報収集を行うとともに、有機農業モデル地区を設定し、当該地区を中心に生産性向上に係る実証、圃場の条件改善、団地化等を推進します。



### イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

有機農産物の新たな販路の開拓や流通・出荷体制の効率化に取り組むとともに、市独自の認証制度の導入や積極的な情報発信により、有機農産物の認知度向上及び消費拡大を推進します。

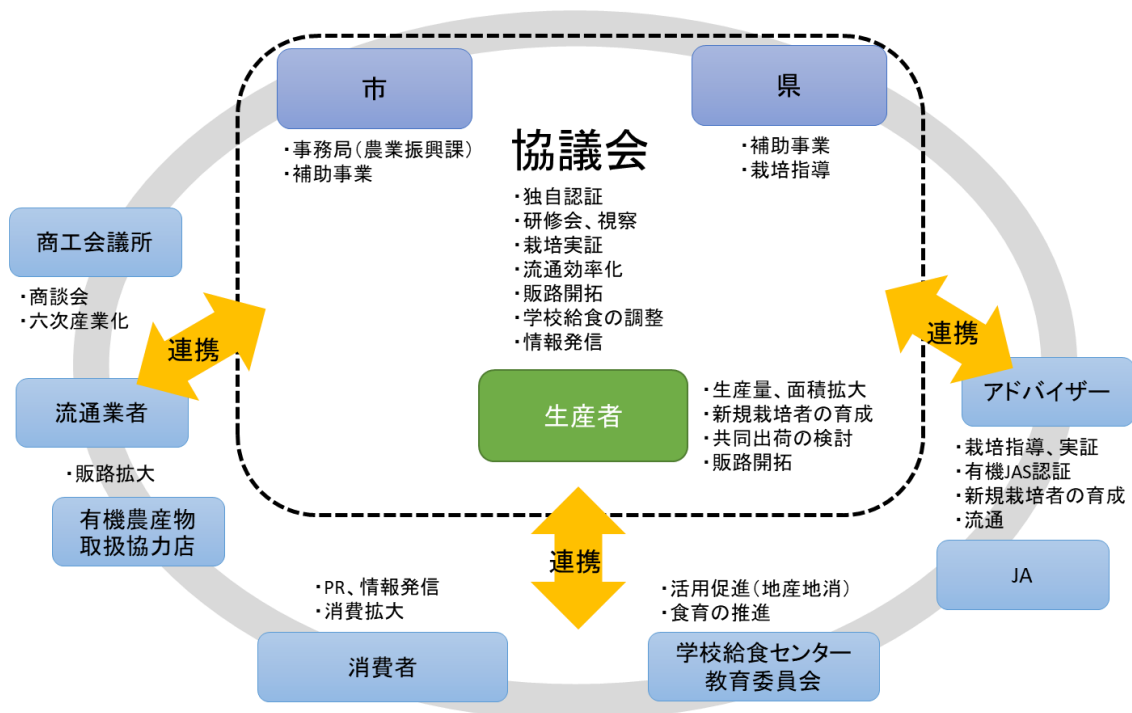
- ・独自認証制度の導入
- ・効率的な流通出荷体制の検討
- ・情報発信、販路開拓
- ・学校給食等における活用促進
- ・六次産業化の推進



## 5. 取り組み推進体制

### ア 実施体制

概要図(取組イメージ)



### イ 関係者の役割

- ・行政機関（大分県・豊後高田市）  
有機農業の推進に必要な事務、補助事業、栽培支援、新規栽培者の確保・育成に関すること
- ・生産者（有機 JAS 認証農家、環境保全型農業取組農家等）  
生産、取組面積の拡大、流通・販路開拓、新規栽培者の確保・育成に関すること
- ・農業関係機関（JA、農業指導者等）  
栽培支援、流通、新規栽培者の確保・育成に関すること
- ・有識者及びアドバイザー（NPO 法人おおいた有機農業研究会等）  
有機 JAS 認証、栽培支援に関すること
- ・有機農産物取扱協力店（スーパーマーケット、飲食店、直売所等）  
流通、PR、消費拡大に関すること
- ・商工会議所  
流通、PR、六次産業化に関すること
- ・学校給食センター、教育委員会  
学校給食での活用促進、地産地消、食育に関すること
- ・消費者  
流通、PR、消費拡大に関すること

## 6. 資金計画

令和5年度以降、3年間は国の「みどりの食料システム戦略緊急対策交付金」の「有機農業産地づくり推進事業」を主に活用し、生産性向上、流通販路拡大、消費拡大に向けた取組を行います。

また、3年間の事業終了後も継続的な取り組みができるよう、令和8年度以降についても、国、県、市等の関連事業を活用しながら有機農業の推進を図ることとします。

## 7. 本事業以外の関連事業の概要

本実施計画に基づき、国、県、市等の有機農業に関連する事業を活用し、有機農業の取り組みを推進します。また、「第2次豊後高田市総合計画」及び「豊後高田市農業振興計画」に記載している事項との整合性を図りながら事業を実施します。

## 8. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

大分県と共同で策定した「大分県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画（令和4年12月）」に沿って推進を行います。